



府 食 第 1 2 3 号  
平成 2 9 年 3 月 7 日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について（回答）

平成 29 年 2 月 24 日付け厚生労働省発生食 0224 第 2 号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の改正については、以下に示す理由から、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

#### 記

アスパラギナーゼ、亜セレン酸ナトリウム及び 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸に係る成分規格について、ヒ素の規格値を「As<sub>2</sub>O<sub>3</sub>として」から「Asとして」に変更することによる規格値の改正等については、実質的に規格値が緩和されるものではないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。